

X 水産の部

この部には、水産業に関する統計を収録した。
各統計についての概要は、以下のとおりである。

1 漁業経営体数、漁業就業者数

「2008年漁業センサス」のうち、漁業経営体調査の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

漁業の生産構造、就業構造及び、漁村、水産物流通・加工業等の漁業をとりまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）の区域内に所在する海面漁業に係わる漁業経営体を対象とする。

(3) 調査期日

平成20年11月1日現在で実施した。

(4) 調査方法

農林水産省－都道府県－市町村－調査員の実施系統で行い、統計調査員が調査客体に対し調査票の配付・回収で行う自計申告調査の方法、又は統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法により実施した。

(5) 定義及び用語の解説

ア 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間）における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

イ 経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

(ア) 個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

(イ) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

a 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、級友現会社は株式会社として会社を含む。

b 漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

c 漁業生産組合

水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。

d 共同経営

二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。

e その他

上記以外の経営体をとる団体経営体をいう。

ウ 漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。

(ア) 「主とする漁業種類」

漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

(イ) 「営んだ漁業」

漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。

エ 漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

オ 専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

カ 第1種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

キ 第2種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

(6) 利用上の注意

水産業に関する統計表において表章している海区分別の範囲は、利用者のために「大海区分図」を参照されたい。

2 漁業経営（1経営体当たり）

「漁業経営調査（個人経営体調査）」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

漁業経営調査は、海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政の推進のための資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

海面漁業経営体のうち個人で漁業を自営する経営体を対象とした。

(3) 調査期間

平成22年1月から12月までの1年間である。

(4) 調査方法

調査経営体による収支・労働に関わる日記帳の記帳（自計申告）及び職員の面接調査による聞き取り調査を併用して取りまとめる方法、若しくは、調査経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入（自計申告）する方法のいずれかにより行った。

(5) 定義及び用語の解説

ア 漁労収入とは、調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲物、収獲物の販売収入、現物処理（自家消費、物々交換等を行った漁獲物及び収獲物）の評価額である。

なお、現物処理の評価は、調査地における市場卸売価格による。

イ 漁労支出とは、調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲、養殖生産物の育成、収獲、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計である。

3 海面漁業・養殖業生産量

「海面漁業生産統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

我が国の海面漁業及び海面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査）は、原則、水揚機関を対象とし、水揚機関で把握できない場合に限り、漁業経営体を対象とした。

近畿における調査区数は次のとおりである。

ア 海面漁業漁獲統計調査

海面漁業調査区（水揚機関）：186

海面漁業調査区（一括調査）：10

漁業経営体（経営体調査）：14

イ 海面養殖業収獲統計調査

海面養殖業調査区（水揚機関）：88

海面養殖業調査区（一括調査）：0

養殖業経営体（経営体調査）：22

(3) 調査期間

平成22年1月から12月までの1年間である。

(4) 調査方法

調査員調査及び往復郵送調査により実施した。

ア 水揚機関

統計調査員が調査対象に調査票等を配付・回収する自計調査の方法、電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧、又は面接聞き取りの方法により実施した。

イ 漁業経営体

統計調査員が調査対象に調査票等を配付・回収する自計調査の方法、又は面接聞き取りの方法により実施した。

(5) 定義及び用語の説明

ア 底びき網漁業

底びき網を使用して行う漁業。沖合底びき網漁業等がある。

イ 船びき網漁業

船を拠点として、船を一定のところに止めて網具を引き寄せるか、又は船を移動させながら網具を引き回して漁獲する漁業。

ウ 刺網漁業

刺網を魚類等の遊泳通過するところを遮断するように張り、網目に刺させたり、からませたりして漁獲する漁業をいう。

エ 定置網漁業

漁具を固定して行う漁業で、沿岸を回遊する魚類の進路を遮断し、魚群を沖合に誘導し、袋網内に落とし入れて漁獲する漁業である。大型定置網、小型定置網等がある。

オ はえ縄漁業

幹縄に多数の枝縄を付け、この先端に釣針を結着した漁具を横に長く延べて行う釣漁業をいう。

カ 釣漁業

釣糸と釣針を有する漁具を使用し、餌又は擬餌等により水産動物を誘引し釣針にからませ漁獲する漁業をいう。いか釣漁業等がある。

4 漁業生産額

「漁業生産額」の結果から関連する統計を収録した。

統計の概要については、以下のとおりである。

(1) 統計の目的

漁業生産活動による生産物を金額で評価することにより、金額ベースでの漁業の生産状況を明らかにし、水産行政等に必要な資料を提供することを目的としている。

(2) 調査の対象

推計の対象は、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査の対象魚種である。

(3) 推計期間

平成22年1月から12月までの1年間である。

(4) 集計・推計方法

海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量に魚種別産地市場価格等に乗じて推計した。

5 水産加工品生産量

「水産加工統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

水産加工品の生産に関する実態を明らかにし、水産加工業振興対策等のための資料とすることを目的としている。

(2) 調査の対象

水産加工品を生産する陸上加工経営体を加工種類別生産量の大きい順に配列し、生産量の85%を超えるまでの陸上加工経営体を調査対象とした。

なお、陸上加工経営体とは、販売を目的とした水産加工品を生産する加工場又は加工施設を有し、専従の従業者がいる経営体をいう。

(3) 調査期間

1月から12月までの1年間である。

(4) 調査方法

調査対象者が作成した調査票を回収する方法、調査員による面接調査又は関係諸帳簿を閲覧する方法によった。

(5) 定義及び用語の解説

ア 水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合で50%以上）として製造された食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう。ただし、この調査においては水産缶詰・瓶詰、寒天、油脂・飼肥料のほか、単に焼いたもの、煮たものは調査対象としていない。

イ 生産量は、水産加工場において販売を目的として生産された最終製品を該当項目に計上した。このため、例えば同一加工場においてかつおからかつお節を製造し、更に、けずり節を製造した場合は、けずり節の生産量のみを計上している。

ただし、生鮮品を凍結した後に加工した場合には、生鮮冷凍水産物及び該当加工品として、それぞれに計上した。

ウ 加工種類別には以下のとおり。

(7) ねり製品

魚肉を主原料とするすり身等に調味料、補強料等を加えてねり合わせ、成形のうえ加熱凝固させたもの。（かまぼこ類にはちくわ、風味かまぼこ等を含む。）

(イ) 生鮮冷凍水産物

水産物の生鮮品を凍結したもので、水産物の丸、フィレー、すり身等のもの。）

- (ウ) 冷凍食品
水産物を主原料として、加工又は調理した後、 -18°C 以下で凍結・包装した食品。
- (エ) 素干し品
魚介類をそのまま、又は整形・水洗いしたのちに乾燥させたもので、凍乾品を含む。
- (オ) 塩干品
魚介類をそのまま、又は整形したのちに塩漬け又は施塩してから乾燥したもので、凍乾品を含む。
- (カ) 煮干し品
魚介類をそのまま、又は整形したのちに煮熟してから乾燥させたもの。
- (キ) 塩蔵品
水産物の貯蔵を目的として塩に漬け込んだもの、軽度の施塩を行ったもの。
- (ク) くん製品
水産物を塩漬けにしたのちに乾燥・くん煙成分を付着・吸収させたもの。(液くん製品を含む。)
- (ケ) 節製品
魚体を煮熟、焙焼乾燥したもの又は煮熟して乾燥したもの。いわゆる節、けづり節。
- (コ) その他の食用加工品
塩辛、水産物漬物、調味加工品等。
- (サ) 焼・味付のり
板のりに換算した枚数である。(製品の大きさが 27cm^2 未満のもの、もみのり、きざみのり等を除く。)

6 内水面漁業・養殖業

「内水面漁業生産統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

- (1) 調査の目的
我が国の内水面漁業及び内水面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の資料を整備することを目的としている。
- (2) 調査の対象
漁業権等が設定された年間漁獲量 50t 以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量が 50t 未満の河川及び湖沼であっても、国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営

体を対象とした。

内水面養殖業収獲統計調査は、全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖するすべての内水面養殖業経営体を対象とした。

3湖沼漁業生産調査は、琵琶湖で生産された水産物を扱うすべての水場機関等を対象とした。

調査対象数は次のとおりである。

- ア 内水面漁業漁獲統計調査
内水面漁業協同組合等：47
- イ 内水面養殖業収獲統計調査
養殖経営体：99
- ウ 3湖沼漁業生産統計調査
水揚機関等：51
- (3) 調査期間
平成22年1月から12月までの1年間である。
- (4) 調査方法
委託事業者が、調査対象に委託事業者が任命する調査員、郵送又はFAXにより調査票を配布、回収する方法により実施した。
- (5) 定義及び用語の解説
3湖沼漁業種類分類（琵琶湖）
 - ア 底びき網
小型動力船で底びき網又は貝けた網を使用し行う漁業（沖びき網、貝びき網等）。
 - イ 敷網
四方形の敷網またはさで網を使用し行う漁業（四つ手網、追いさで網（あゆをとることを目的として、さで網を使用し鵜竿等で威嚇して魚を追い込む漁業））。

ウ 刺網

刺網を使用し行う漁業（荒目小糸網、細目小糸網）。

エ 定置網

第2種共同漁業権により定められた一定の場所に漁網を定置して、あるいは竹す又は網でえりを設置し行う漁業（落とし網、えり）及び河川を横断して杭を打ち竹すでやなを敷設して川をせき止めて魚をとる漁業（やな）。

オ 採貝

手がき漁具を使用して貝を採る漁業。

カ かご類

竹で編んだ円筒形の巢かごや網で編んだもんどり及びたつべ（竹で編んだかご）を使用する漁業。

キ あゆ沖すくい

小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、
あゆをすくいとることを目的とする漁業。

ク 投網

人力によって網を投げて魚をとる漁業。

ケ その他の漁業

上記以外の漁業。

(6) 利用上の注意

平成18年調査より内水面漁業の調査範囲を、販売を目的として漁獲された量のみとし、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕量は含めないこととした。

この部についての照会先

1、2、3、4、6、8については、

経営・構造統計課 電話 (075) 414-9630

5、7、8については、

生産流通消費統計課 電話 (075) 414-9650